

## ○「一般貸切旅客自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の実施方法について」(平成25年10月31日国自旅273号)の改正新旧対照表

(赤字の部分は改正部分)

| 改 正 案  | 現 行   |
|--|---|
| <p style="text-align: right;">国自旅第273号<br/>平成25年10月31日<br/>国自旅第397号<br/>一部改正 平成29年3月17日<br/>国自旅第45号<br/>一部改正 平成29年5月16日<br/>国自旅第201号<br/>一部改正 令和3年9月1日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿<br/>沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局旅客課長</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の<br/>実施方法について</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る審査において実施する法令試験(以下「法令試験」という。)については、平成13年12月26日付け事務連絡「一般旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令試験の実施方法について」により実施されているところであるが、「バス事業のあり方検討会」報告書(平成24年3月30日)において、事業許可時の役員の法令試験の厳格化が提言され、平成25年4月2日に公表された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」において、「役員の法令試験の厳格化」が盛り込まれているところである。</p> <p>このため、法令試験の実施方法を下記のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下「各局等」という。)においては、各局等において定めている実施方法について所要の改正を行う等、適切な措置を講じることとされたい。</p> <p>なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p> | <p style="text-align: right;">国自旅第273号<br/>平成25年10月31日<br/>国自旅第397号<br/>一部改正 平成29年3月17日<br/>国自旅第45号<br/>一部改正 平成29年5月16日</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿<br/>沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局旅客課長</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業の許可等の申請に係る法令試験の<br/>実施方法について</p> <p>一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る審査において実施する法令試験(以下「法令試験」という。)については、平成13年12月26日付け事務連絡「一般旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令試験の実施方法について」により実施されているところであるが、「バス事業のあり方検討会」報告書(平成24年3月30日)において、事業許可時の役員の法令試験の厳格化が提言され、平成25年4月2日に公表された「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」において、「役員の法令試験の厳格化」が盛り込まれているところである。</p> <p>このため、法令試験の実施方法を下記のとおり定めたので、各地方運輸局及び沖縄総合事務局(以下「各局等」という。)においては、各局等において定めている実施方法について所要の改正を行う等、適切な措置を講じることとされたい。</p> <p>なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p> |

## 記

1. 試験の受験者  
申請者本人（申請者が法人である場合は、代表権を有する常勤役員）
2. 受験者の確認  
実施当日の試験開始前に、受験者が申請者本人であることを運転免許証、個人番号カード等の提示を求め確認する。  
また、取締役会非設置会社であって、代表権を有する常勤の役員であることを証するに足る書面を提出していない場合は、これらの書面の提出を求め確認する。
3. 試験の実施時期等  
試験の実施時期等については、事業許可更新申請の処理スケジュール等を踏まえ、各局等ごとに定めることとする。なお、実施予定日の7日前までに実施日時、実施場所その他の必要事項を申請者あて通知する。
4. 出題範囲及び設問形式等  
次のとおりとする。

|             |  |
|-------------|--|
| (1) 出題範囲    | 別紙のとおり   |
| (2) 設問方式    | 正誤式、語群選択式及び記述式                                 |
| (3) 出題数     | 40問以内  |
| (4) 合格基準    | 正解率90%以上                                       |
| (5) 試験時間    | 60分以内  |
| (6) 試験問題の扱い | 試験終了後速やかに回収する。<br>なお、過去の試験問題については、各局等において公表する。 |
5. 合格・不合格の扱い  
合格者及び不合格者に対しては速やかにその旨を通知する。なお、試験に欠席した者については、不合格として取り扱う。  
ただし、事前に欠席の連絡があった場合には、試験日を再調整の上、実施して差し支えない。
6. 再試験の実施  
(1) 再試験の実施に係る取扱いについては、1. から4. に準じて行う。なお、再試験の実施は1回限りとする。新規許可申請等に係る再試験の不合格者（再試験で欠席したことにより不合格として取り扱われた者を含む。以下同じ。）

## 記

1. 試験の受験者  
申請者本人（申請者が法人である場合は、代表権を有する常勤役員）
2. 受験者の確認  
実施当日の試験開始前に、受験者が申請者本人であることを運転免許証等の提示を求め確認する。  
また、取締役会非設置会社であって、代表権を有する常勤の役員であることを証するに足る書面を提出していない場合は、これらの書面の提出を求め確認する。
3. 試験の実施時期等  
試験の実施時期等については、事業許可更新申請の処理スケジュール等を踏まえ、各局等ごとに定めることとする。なお、実施予定日の7日前までに実施日時、実施場所その他の必要事項を申請者あて通知する。
4. 出題範囲及び設問形式等  
次のとおりとする。

|             |  |
|-------------|--|
| (1) 出題範囲    | 別紙のとおり   |
| (2) 設問方式    | 正誤式、語群選択式及び記述式                                 |
| (3) 出題数     | 40問以内  |
| (4) 合格基準    | 正解率90%以上                                       |
| (5) 試験時間    | 60分以内  |
| (6) 試験問題の扱い | 試験終了後速やかに回収する。<br>なお、過去の試験問題については、各局等において公表する。 |
5. 合格・不合格の扱い  
合格者及び不合格者に対しては速やかにその旨を通知する。なお、試験に欠席した者については、不合格として取り扱う。  
ただし、事前に欠席の連絡があった場合には、試験日を再調整の上、実施して差し支えない。
6. 再試験の実施  
(1) 再試験の実施に係る取扱いについては、1. から4. に準じて行う。なお、再試験の実施は1回限りとする。新規許可申請等に係る再試験の不合格者（再試験で欠席したことにより不合格として取り扱われた者を含む。以下同じ。）

については、速やかに申請の却下処分の手続きを行うこととする。ただし、当該申請の取り下げの願い出があった場合は、この限りではない。

(2) 事業許可更新申請に係る再試験の不合格者については、新たに「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項、第48条の4第1項、第48条の5第1項及び第48条の12第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」(平成24年4月13日国土交通省告示第454号)第2条第1号に規定する基礎講習(以下「基礎講習」という。)を修了するごとに、試験の機会を1回与えるものとする。

また、事業許可更新申請に係る再試験の不合格者については、再試験不合格の日から概ね1年後の各局等が指定する期日までに、試験の受験を繰り返すものとし、当該期日までに合格しなかった場合は、速やかに不許可処分の手続きを行うこととする。ただし、当該申請の取り下げの願い出があった場合は、この限りではない。

なお、基礎講習の修了については、基礎講習実施者(以下、「実施者」という。)が修了した旨を証明した運行管理者等指導講習手帳又は実施者が交付する修了証明書の提示によって、確認することとする。

#### 7. 試験の免除

許可等の申請に係る初回の試験実施日時点で、公益社団法人日本バス協会の実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度において一ツ星以上を取得している事業者にあつては、試験の受験を免除する。

#### 8. その他

試験時に持ち込み可能な書籍等は、「自動車六法」、「旅客自動車運送事業等通達集」、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」及び「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)」とする。

#### 附 則

本実施方法は、平成25年1月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

#### 附 則

本実施方法は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

については、速やかに申請の却下処分の手続きを行うこととする。ただし、当該申請の取り下げの願い出があった場合は、この限りではない。

(2) 事業許可更新申請に係る再試験の不合格者については、新たに「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項、第48条の4第1項、第48条の5第1項及び第48条の12第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」(平成24年4月13日国土交通省告示第454号)第2条第1号に規定する基礎講習(以下「基礎講習」という。)を修了するごとに、試験の機会を1回与えるものとする。

また、事業許可更新申請に係る再試験の不合格者については、再試験不合格の日から概ね1年後の各局等が指定する期日までに、試験の受験を繰り返すものとし、当該期日までに合格しなかった場合は、速やかに不許可処分の手続きを行うこととする。ただし、当該申請の取り下げの願い出があった場合は、この限りではない。

なお、基礎講習の修了については、基礎講習実施者(以下、「実施者」という。)が修了した旨を証明した運行管理者等指導講習手帳又は実施者が交付する修了証明書の提示によって、確認することとする。

#### 7. 試験の免除

許可等の申請に係る初回の試験実施日時点で、公益社団法人日本バス協会の実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度において一ツ星以上を取得している事業者にあつては、試験の受験を免除する。

#### 8. その他

試験時に持ち込み可能な書籍等は、「自動車六法」、「旅客自動車運送事業等通達集」、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」及び「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等(国土交通省告示第1089号)」とする。

#### 附 則

本実施方法は、平成25年1月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

#### 附 則

本実施方法は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則

本実施方法は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けるものであり、かつ、平成29年5月16日以降に試験を実施するものから適用するものとする。

別紙

一般貸切旅客自動車運送事業の法令試験問題の出題範囲

| 出 題 範 囲  |
|--|
| 1 道路運送法関係  |
| ①道路運送法 ②道路運送法施行令 ③道路運送法施行規則  |
| ④旅客自動車運送事業運輸規則   |
| ⑤旅客自動車運送事業等報告規則<br>⑥自動車事故報告規則<br>⑦一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款  |
| 2 道路運送車両法関係  |
| ①道路運送車両法 ②道路運送車両法施行令 ③道路運送車両法施行規則<br>④道路運送車両の保安基準  |
| 3 一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等  |
| ①「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」<br>②「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき、旅客自動車 運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等（国土交通省告示第1089号）」<br>③自動車運転者の労働時間等の改善のための基準<br>④「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」<br>⑤その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等 |

附 則

本実施方法は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けるものであり、かつ、平成29年5月16日以降に試験を実施するものから適用するものとする。

別紙

一般貸切旅客自動車運送事業の法令試験問題の出題範囲

| 出 題 範 囲  |
|--|
| 1 道路運送法関係  |
| ①道路運送法 ②道路運送法施行令 ③道路運送法施行規則  |
| ④旅客自動車運送事業運輸規則   |
| ⑤旅客自動車運送事業等報告規則<br>⑥自動車事故報告規則<br>⑦一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款  |
| 2 道路運送車両法関係  |
| ①道路運送車両法 ②道路運送車両法施行令 ③道路運送車両法施行規則<br>④道路運送車両の保安基準  |
| 3 一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等  |
| ①「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」<br>②「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき、旅客自動車 運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等（国土交通省告示第1089号）」<br>③自動車運転者の労働時間等の改善のための基準<br>④「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」<br>⑤その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等 |